○厚生労働省告示第百四十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略） 482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					ルテチウムオキソドトレオチド（177Ｌｕ）ゴセレリンポリマー酢酸塩、ベムブロリズマブ（遺伝子組換え）、アテゾリズマブ（遺伝子組換え）、デュルバルマブ（遺伝子組換え）、ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、イピリムマブ（遺伝子組換え）、ネシツムマブ（遺伝子組換え）、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、メトレキセドナトリウム水和物・アレクチニブ塩酸塩・セリチニブ・エヌトレクチニブ・デボチニブ・カプマチニブ塩酸塩・ブリグチニブ・ラロトレクチニブ硫酸塩・セルペルカチニブ・ドラベクチニブ・オシメルチニブ・ルピネサンチニブ・アファミレイン酵素・エルロチニブ塩酸塩・ダコミチニブ・カルボプラチン・パクリタキセル・化学療法・放射線療法・G0005・J045なし	（略）
（略） 2101	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					ネシツムマブ・アミバンタマブ・タルラフェノゲン ガラデルマブ・ダンマコタン 軟線維腫除去（ローイングカチベーター）イカチバント酢酸塩なし	（略）
（略）						

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略） 482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					ルテチウムオキソドトレオチド（177Ｌｕ）ゴセレリンポリマー酢酸塩、ベムブロリズマブ（遺伝子組換え）、アテゾリズマブ（遺伝子組換え）、デュルバルマブ（遺伝子組換え）、ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、イピリムマブ（遺伝子組換え）、ネシツムマブ（遺伝子組換え）、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、メトレキセドナトリウム水和物・アレクチニブ塩酸塩・セリチニブ・エヌトレクチニブ・デボチニブ・カプマチニブ塩酸塩・ブリグチニブ・ラロトレクチニブ硫酸塩・セルペルカチニブ・ドラベクチニブ・オシメルチニブ・ルピネサンチニブ・アファミレイン酵素・エルロチニブ塩酸塩・ダコミチニブ・カルボプラチン・パクリタキセル・化学療法・放射線療法・G0005・J045なし	（略）
（略） 2101	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					ネシツムマブ・アミバンタマブ	（略）
（略）						

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）